

AWS イベント規約

最後更新日：2020 年 1 月 29 日

AWS のイベント（「本イベント」）への登録及び参加は、本規約（「本規約」）によるものとします。本規約は、Amazon Web Services, Inc.（又はその他第 13 条に記載の該当する AWS 契約事業体）（「AWS」または「当社」）と参加者との間の合意事項です。参加者は、AWS に対し、参加者が本規約を締結する正当な権限を有すること表明します。本規約で使用される用語の定義については、第 12 条を参照してください。

1. 本イベント

参加者は、本規約に基づいてのみ本イベントに登録し参加することができます。本イベントに登録する場合、参加者は、本イベントの登録手続きを完了し、登録料を支払わなければなりません。本イベント登録ページに別段の定めがあるか又は AWS が明示的に参加者に別段通知しない限り、参加者は本イベント初日において 18 歳以上でなければなりません。本イベントの登録可能人数には制限があり、AWS の単独の裁量で決定されるところに従い、告知されていた期限より前に登録を締め切る場合があります。AWS はまた、その単独の裁量によりいつでも本イベントのプログラムを変更することができます。参加者は、常に AWS コミュニティ行動規範に従います。

2. 安全及びセキュリティ

参加者の安全及びセキュリティは、AWS にとって重要です。参加者は、本イベント会場に入場する際、合理的な身体検査及び持ち物検査を受けることを了解します。参加者がこのセキュリティ対策への協力を拒否する場合、AWS は当該参加者の入場を拒否することができます。また AWS は、参加者の言動によってイベント出席者の安全又はセキュリティに懸念が生じた場合、参加者に退場を要求する権利を留保します。AWS が参加者の入場を拒否した場合又は参加者に退場を要求した場合、参加者に返金はされません。

3. 参加者の情報

3.1 原則。 AWS は、AWS プライバシー規約に従って参加者の情報を取り扱います。

3.2 イベントスポンサーとの共有。 AWS は、次の場合に参加者の連絡先情報をイベントスポンサーに提供することができます。(a)参加者がイベントスポンサーの関与する本イベントにおいてセッション又は他の活動に参加することを選択した場合（この場合、AWS は、当該セッション又は他の活動に関するイベントスポンサーにのみ参加者の連絡先情報を提供します）、又は(b)参加者が登録時又はその他方法によりイベントスポンサーからの配信の受け取りを承諾した場合。

3.3 音声と画像。 参加者は、本イベント体験に参加することにより、AWS が、いずれの場合も AWS プライバシー規約に従い、参加者の音声や顔の画像の記録から情報を抽出することならびにその結果得られるすべての情報を保持及び使用できることに同意します。

4. 本件記録及び参加者資料

参加者は、AWS、AWS の関連会社、及び AWS の請負業者に対し、本イベントにおいて参加者の音声と画像を録音・録画、動画撮影、写真撮影し媒体を問わず保存する権利を付与します（「**本件記録**」）。参加者は、本件記録及び参加者資料の全部又は一部を AWS の事業に関する目的で使用、複製、修正、頒布及び翻訳するための取消不能、非独占的、永続的で、世界規模、ロイヤリティフリーの権利及びライセンスを AWS ならびに AWS の関連会社、代理人、従業員及び譲受人に付与します。AWS は、本件記録及び参加者資料を編集し、これらを単体で又は他の情報と共に使用し、また他者にこれらを使用し広めることを許可することができます。法律により許可される最大限の範囲で、参加者は、本件記録及び参加者資料に対して参加者が保有する一切の人格権を放棄します。参加者は、(a)知り得る限りにおいて、参加者資料が真正かつ正確であること、(b)参加者が本第 4 条におけるライセンスの付与に必要とする権利及び許可を有すること、並びに(c)参加者資料がいかなる者又は事業体が有する著作権、商標又はその他の財産権に違

反又はこれらを侵害しないこと表明し保証します。

5. 税金

各当事者は、本規約に基づく取引及び支払に関して当該当事者に課せられるすべての適用ある税金及びその他の政府による手数料及び料金、罰則金、利息ならびに附帯税の納付について責任を負います。参加者が支払うべきすべての手数料には、付加価値税、物品税、売上及び取引税ならびに総収入税を含むがこれらに限定されない適用ある税金及び関税（「間接税」）は含まれていません。AWS が間接税の控除を主張できる適切に作成された免税証明書又は直接納付許可証明書を参加者が AWS に提供しない限り、AWS は、参加者から間接税を徴収することができます。

6. キャンセル

6.1 参加者によるキャンセル。登録料その他の手数料が本イベントに関して必要とされる場合、キャンセル方法及び本イベントの返金ポリシーは、本イベントの登録用ウェブページに掲載されます。

6.2 AWS によるキャンセル。 AWS は、会場もしくは出演者の都合もしくは適性、又はセキュリティ上、健康上もしくは安全上の問題等を含む理由によりいつでも本イベントをキャンセルすることができます。また AWS は、いつでも参加者による本イベントの登録を拒否、制限、又はキャンセルすることができます。AWS は、当該キャンセルから生じる直接又は間接的な損害について何ら責任を負いません。AWS が本イベント又は参加者の登録をキャンセルしかつ参加者が本規約を遵守している場合

合、AWS は、本イベントの登録用ウェブページ上の返金ポリシーに従い本イベントの登録料を参加者に返金します。

6.3 キャンセルの効果。 参加者又は AWS が参加者の本イベントへの登録をキャンセルした場合又は AWS が本イベントをキャンセルした場合でも、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6.3 項、第 7.2 項、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条及び第 13 条は引き続き完全に効力を有するものとします。

7. 貿易コンプライアンス及び倫理

7.1 参加者は、参加者及び本イベントに必要な費用を調達するため参加者が利用した金融機関が、国連安全保障理事会、米国政府、欧州連合若しくはその加盟国又はその他適用ある政府当局が発動した制裁措置の対象となっておらず、またそれらの政府当局が保持するリスト（米国財務省の特定国籍業者リスト及び制裁回避者リストならびに米国商務省の団体リスト等）を含むがこれに限定されないいかなる禁止もしくは規制の対象者リストにおいても指定されておらず、又は当該禁止もしくは規制の対象者により所有もしくは支配されていないことを表明し保証します。

7.2 参加者は、参加者による本イベントへの出席を制限もしくは禁止する又はその他 AWS との利益相反を生じさせるような連邦、州、地方もしくは制度上の倫理又は調達に係る法律、規制もしくは規則がないことを適切な倫理委員に確認したことを証明します。

8. 危険負担

参加者は、自己の本イベントへの出席及び参加が自発的であることを確認し同意し、また本イベントの性質について了解します。法律により許可される最大限の範囲で、参加者は、本イベントへの出席及び参加に伴う危険は参加者が単独で負うことに同意します。

9. 請求の免責

法律により許可される最大限の範囲で、参加者（本人、その相続人、扶養家族、遺産管理人、譲受人、その他参加者を代理して又は参加者が死亡又は負傷した結果として請求を行う者）は、本イベント、本件記録又は参加者資料に関連して現在又は将来において参加者が有する一切の請求、要求、訴因、訴訟、損害、損失、債務、責任、費用及び経費（合理的な弁護士報酬及び費用を含みますがこれらに限定されません）について、AWS 及び AWS の関連会社ならびに各々の取締役、役員、従業員、請負業者、代表者、代理人、承継人、及び譲受人を免責します。

10. 責任限定

AWS 及び AWS の関連会社及びライセンサーは、(A)間接的、付隨的、特別、派生的又は懲罰的損害、又は(B)利益、収益、顧客、機会もしくは営業権の喪失については、いかなる訴因又は責任の法理に基づくものかを問わず、たとえ当該損害の可能性を通知されていたとしても、参加者に対

して責任を負いません。いかなる場合も、本規約に基づく AWS 及び AWS の関連会社及びライセンサーの責任の総額は、100 米ドルを超えないものとします。本条の責任限定は、適用法により許可される最大限の範囲においてのみ適用されます。

11. 雜則

11.1 放棄。 AWS が本規約のいずれの規定を執行しない場合であっても、そのことにより当該規定の現在又は将来の放棄とはならず、後日当該規定を執行する AWS の権利は何ら制限されません。AWS による放棄はすべて、書面をもって行う場合に限り有効となります。

11.2 可分性。 本規約のいずれかの部分が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残余の部分は引き続き完全な効力を有するものとします。無効又は執行不能とされた部分は、当該部分の本来の意図を実施することとして解釈されます。そのような解釈が不可能な場合は、無効又は執行不能とされた部分は、本規約から分離されますが、残余の部分は引き続き完全な効力を有するものとします。

11.3 不可抗力。 AWS 及び AWS の関連会社は、本規約に基づく義務の履行遅滞又は不履行につき、当該遅滞又は不履行が、天災、労働争議その他の産業騒乱、停電、公共サービス又は通信の故障、地震、嵐その他の自然現象、封鎖、通商停止、暴動、政府の行為又は命令、テロ行

為及び戦争を含む、AWS の合理的な支配の及ばない原因によるものである場合には、責任を負いません。

11.4 譲渡；第三者受益者の不存在。 参加者は、AWS の書面による事前同意のない限り、本規約又は本規約に基づくその権利及び義務を譲渡又はその他方法により移転しません。本条に違反する譲渡又は移転は、無効です。AWS は、参加者の同意なく、(a)合併、買収、又は AWS の資産の全部もしくは実質的に全部の売却に関連する場合、又は(b)関連会社を相手先とする場合又は組織再編の一環として行う場合、本規約を譲渡することができます。当該譲渡がなされた時点で、譲受人は、本規約の当事者として AWS に代わるものとみなされ、AWS は、本規約に基づき履行すべきその一切の義務及び責務から完全に免責されます。前記に従うことを条件として、本規約は、両当事者ならびに各々の許可された承継人及び譲受人を拘束し、その利益のために効力を生じます。本規約は、本規約の当事者でないいかなる個人又は事業体に対しても、第三者受益者の権利を発生させません。

11.5 準拠法。 第 13 条に従うことを条件として、本規約及び両当事者間に生じるあらゆる類の紛争は、抵触法の規定によらず、ワシントン州法を準拠法とします。国際物品売買契約に関する国際連合条約は、本規約には適用されません。

11.6 紛争。 第 13 条に従うことを条件として、本規約に関連する一切の紛争又は請求は、裁判所ではなく拘束力ある仲裁により解決されます。但し、参加者は、法律により許可される最大限の範

囲で、少額裁判所に請求を申し立てることができます。連邦仲裁法及び連邦仲裁規範が本規約に適用されます。仲裁には、判事も陪審員も存在せず、仲裁の裁定に対する裁判所の審査は限定されます。しかしながら、仲裁人は、個別事案ごとに裁判所と同様の損害賠償及び救済（差止救済、宣言的救済又は法定損害賠償を含みます）を裁定することができ、裁判所がするのと同様に本規約の条件に従わなければなりません。仲裁手続きを開始する場合、参加者は、AWS の登録代理人である Corporation Service Company(300 Deschutes Way SW Suite 304, Tumwater, WA 98501)宛に仲裁を要請し、参加者の請求を説明した書簡を送付しなければなりません。仲裁は、米国仲裁協会（AAA）によって AAA の規則（www.adr.org 又は電話番号 1-800-778-7879 で入手可能）に基づき実施されます。申立手数料、事務手数料及び仲裁人手数料は、AAA の規則に従うものとします。AWS は、仲裁人が請求につき根拠がないと判断しない限り、総額 10,000 米ドル未満の請求については上記手数料を払い戻します。AWS は、仲裁人が請求につき根拠がないと判断しない限り、仲裁に関する弁護士費用及び経費を求めません。参加者は、当事者の書面提出（written submission）に基づき、電話により又は相互に合意した場所で仲裁を行なうことを選択できます。AWS 及び参加者は、紛争解決手続を個別事案ごとにのみ行い、集団訴訟、統合訴訟又は代表訴訟は行わないことに合意します。理由にかかわらず請求が仲裁ではなく裁判所で進行する場合、AWS 及び参加者は、陪審裁判に対する一切の権利を放棄します。AWS 及び参加者は、各当事者が知的財産権の侵害その他の不正使用を差し止めるため裁判所に訴訟を提起することができることに合意します。

11.7 本規約の変更。 AWS は、AWS サイトに本規約の改訂版を掲載することで、いつでも本規約を変更することができます。変更後の条件は、掲載された時点で有効となります。本規約の変更の発効日後に本イベントに出席することにより、参加者は変更後の条件に拘束されることに同意します。本規約の変更について知るために AWS サイトを定期的に閲覧することは参加者の責任です。AWS による本規約の最終更新日は、本規約の冒頭に記載されているとおりです。

11.8 完全合意；英語。 本規約は、本規約の主題に関する参加者と AWS の間の完全な合意をなすものであり、本規約の主題に関して従前又は本規約と同時になされた口頭又は書面による参加者と AWS との間の一切の表明、了解、合意又は連絡に優先します。AWS は、本規約の規定とは異なる、又はそれに追加されるいかなる条件又はその他の規定（本規約を実質的に変更するものか否かを問いません）にも拘束されず、これを明確に否認します。AWS が本規約の英語版の他言語による翻訳を提供した場合でも、翻訳版と英語版に齟齬がある場合は、本規約の英語版が優先します。

12. 定義

「AWS コミュニティ行動規範」とは、<https://aws.amazon.com/codesofconduct/>（及びその後継サイト又は AWS が指定する関連サイト）に掲載されている、AWS が隨時更新する AWS のコミュニティ行動規範をいいます。

「AWS プライバシー規約」とは、<http://aws.amazon.com/privacy>（及びその後継サイト又は AWS が指定する関連サイト）に掲載されている、AWS が隨時更新するプライバシー規約をいいます。

「AWS サイト」とは隨時更新される <http://aws.amazon.com>（及びその後継サイト又は AWS が指定する関連サイト）をいいます。

「イベントスポンサー」とは、本イベントの第三者スポンサーをいいます。

「参加者資料」とは、参加者が（電子コピーもしくはハードコピー、口頭又はその他の形式で）提出又は提示した全ての資料（たとえば参加者の氏名、略歴等）をいいます。

13. 特定の国に関する特別規定

本規約にこれと異なる定めがある場合でも、以下の通りとします。

13.1 アルゼンチン。アルゼンチンで開催される本イベントの場合

(a) AWS 契約事業体は、Amazon Web Services Argentina S.R.L です。

(b) 参加者は、本規約が制約なく協議されたことならびに参加者は弁護士の助言を受けることができたことを認めます。

13.2 オーストラリア。オーストラリアで開催される本イベントの場合、AWS 契約事業体は、Amazon Web Services Australia Pty Ltd. です。

13.3 ブラジル。ブラジルで開催される本イベントの場合

(a) AWS 契約事業体は、Amazon AWS Servicos Brasil Ltda です。

(b) 第 5 条は以下に置き換えられます。

参加者が支払うべきすべての手数料及び料金には、付加価値税、物品サービス税、使用税、取引税、売上税等を含む、適用ある税金、課徴金及び関税は含まれていません。参加者は、自身の納税者番号を含め、AWS が当該税金を参加者から徴収する義務を負うかどうかを判断するために合理的に必要な情報を AWS に提供します。参加者が、売上税、使用税又は類似の取引税の免除を法的に認められる場合、参加者は、租税管轄地域ごとに法律上十分とされる内容の免税証明書を AWS に提供する責任があります。AWS は、免税証明書を受領した日後に発生した本規約に基づく料金に対して免税証明書を適用します。法律上控除又は源泉徴収が要求される場合、参加者は、AWS に通知し、控除又は源泉徴収後に AWS が受け取る正味金額が、控除又は源泉徴収が要求されない場合に AWS が受け取ったであろう金額と同額になるよう、AWS に必要な追加金額を支払います。さらに、参加者は、適用法令に従い、源泉徴収及び控除された金額が該当する税務当局に支払われたことを証明する文書を aws-informe-de-redimentos@amazon.com 宛に電子メールで送付するとともに、原本を A. Presidente Juscelino Kubitscheck Avenue, 2.041, Torre E,

18 and 19 floor, Vila Nova Conceicao, 04543-011, Sao Paulo, Brazil を所在地とする

International Tax 宛に送付することにより AWS に提供します。

13.4 カナダ。 カナダで開催される本イベントの場合、AWS 契約事業体は、Amazon Web Services Canada, Inc.です。

13.5 チリ。 チリで開催される本イベントの場合、AWS 契約事業体は、Servicios Amazon Web Services Chile Limitada です。

13.6 中国。 中国で開催される本イベントの場合（本規約の目的上、香港特別行政区、マカオ特別行政区及び台湾は除外されます）

(a) AWS 契約事業体は、Amazon Connect Technology Services (Beijing) Co., Ltd.です。

(b) 以下の文言が第 5 条の末尾に追加されます。

参加者から要望を受けた場合、AWS は、AWS が全額受領した手数料及び料金のそれぞれに基づき、課税請求書（「Fapiao」）を発行します。Fapiao の種類（すなわち、普通付加価値課税請求書又は特別付加価値課税請求書）は、参加者の課税状況ならびに認証のために参加者が提供を求められる証拠書類及び情報に基づき決定されます。

(c)本規約ならびに参加者と AWS との間で生じるあらゆる類の紛争は、抵触法の規定によらず、中華人民共和国の法律を準拠法とします。本規約に関する一切の紛争は、北京の中
国国際経済貿易仲裁委員会（「委員会」）の仲裁に付託されます。仲裁は、仲裁申立て
時点において有効な委員会の仲裁規則に従って実施されます。仲裁判断は、確定効を有
し、両当事者を拘束します。仲裁人は 3 名です。

13.7 コロンビア。コロンビアで開催される本イベントの場合

(a)AWS 契約事業体は、Amazon Web Services Colombia S.A.S.です。

(b)本規約に起因するあらゆる紛争、論争又は不一致は、ボゴタ商業会議所仲裁調停セン
ターによる仲裁裁判の判断により解決するものとし、次の規則に従います。(i) 仲裁裁判は、
参加者と AWS との直接合意で選ばれた 3 名の仲裁人で構成されます。当事者は、仲裁
人 3 名について合意できなかった場合、合意がなされた仲裁人を商業会議所に申し出、残
りの仲裁人については、ボゴタ商業会議所仲裁調停センターが提供するリストより無作為に
選ばれます。(ii) 仲裁人は法律に基づき裁定を行います。(iii) 仲裁地はボゴタとし、(iv) 手
続きはスペイン語で行われます。

13.8 香港。香港で開催される本イベントの場合、AWS 契約事業体は、Amazon Web Services Hong Kong Ltd.です。

13.9 インド。インドで開催される本イベントの場合

(a) AWS 契約事業体は、Amazon Internet Services Private Limited（「AISPL」）です。

(b) 本規約ならびに当事者間で生じるあらゆる類の紛争は、抵触法の規定によらず、インドの法律を準拠法とします。本規約に起因するすべての紛争及び不一致は、AISPL の任命する単独の仲裁人による仲裁に付されます。当該仲裁による判断及び裁定は確定効を有し、両当事者を拘束します。仲裁は、1996 年（インド）仲裁調停法（以後隨時改定されるものを含みます）の規定に基づき実施されます。仲裁手続きは英語で行われ、仲裁地はニューデリーとします。

(c) 第 5 条は以下に置き換えられます。

本規約に基づき支払うべきすべての手数料及び料金には、適用ある物品サービス税（「物品サービス税」）であって AISPL が適用法に基づき請求する法的義務を負うもの（「税金」）は含まれていません。本項の目的上、GST には、中央物品サービス税、州物品サービス税、連邦直轄領物品サービス税ならびに統合物品サービス税が含まれます。AISPL が請求する税金は、適用法に従い参加者に提供される請求書に記載されます。AISPL は、別途請求書に記載する適用ある税金を請求することができ、参加者はこれを支払います。GST の法定要件に従い、参加者は、AISPL が適用される法定要件に基づき正確な物品サービス税請求

求書を発行するために、物品サービス税登録住所、正式名称ならびに物品サービス税識別番号（「物品サービス税情報」）等、必要なすべての情報を提供します。参加者に提供された物品サービス税の請求書が不正確な場合、AISPL が物品サービス税請求書を修正できるように、参加者は、AWS に適時に通知します。AISPL は、参加者から提供された GST 情報に基づきサービスを提供する場所を決定し、それに従い、物品サービス税（中央物品サービス税及び州物品サービス税、連邦直轄領物品サービス税、統合物品サービス税）を請求書で請求します。AWS を受取人とする手数料及び料金に適用される源泉徴収税額は、AWS に支払われるものとします。参加者は、一切の源泉徴収税を適用することなく、AWS の請求書に記載された手数料及び料金の全額（総額）を支払います。参加者が当該手数料及び料金に適用される源泉徴収税を該当する国庫に別途納付し、当該納付を証明する源泉徴収税の証明書を AWS に発行した場合、AWS は、源泉徴収税の証明書原本を受領した後、証明された納付税額と同額を利用者に払い戻します。

13.10 イスラエル。イスラエルで開催される本イベントの場合

(a) AWS 契約事業体は、Amazon Web Services EMEA SARL（イスラエル支社）です。

(b) 本規約ならびに参加者と AWS との間で生じるあらゆる類の紛争は、抵触法の規定によらず、ルクセンブルクの法律を準拠法とします。当事者が暫定的救済措置を求める場合を含め、本規約に関する一切の紛争は、ルクセンブルク広域行政区の裁判所で解決されます。

13.11 日本。日本で開催される本イベントの場合

- (a) AWS 契約事業体は、Amazon Web Services Japan株式会社です。
- (b) 本規約ならびに参加者と AWS との間で生じるあらゆる類の紛争は、抵触法の規定によらず、日本の法律を準拠法します。当事者が暫定的救済措置を求める場合を含め、本規約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所で解決されます。

13.12 マレーシア。マレーシアで開催される本イベントの場合、AWS 契約事業体は Amazon Web Services Malaysia Sdn. Bhd です。

13.13 メキシコ。メキシコで開催される本イベントの場合、AWS 契約事業体は、Amazon Web Services Mexico S. de R.L. de C.V. です。

13.14 ニュージーランド。ニュージーランドで開催される本イベントの場合、AWS 契約事業体は、Amazon Web Services New Zealand Limited です。

13.15 ノルウェー。ノルウェーで開催される本イベントの場合、

- (a) AWS 契約事業体は、Amazon Web Services EMEA SARL (ノルウェー支社) です。

(b)本規約ならびに参加者と AWS との間で生じるあらゆる類の紛争は、抵触法の規定によらず、ルクセンブルクの法律を準拠法とします。当事者が暫定的救済措置を求める場合を含め、本規約に関する一切の紛争は、ルクセンブルク広域行政区の裁判所で解決されます。

13.16 フィリピン。 フィリピンで開催される本イベントの場合、AWS 契約事業体は、Amazon Web Services Philippines, Inc. です。

13.17 シンガポール。 シンガポールで開催される本イベントの場合、AWS 契約事業体は、Amazon Web Services Singapore Private Limited です。

13.18 南アフリカ。 南アフリカで開催される本イベントの場合、AWS 契約事業体は、Amazon Web Services, Inc. です。

13.19 韓国。 韓国で開催される本イベントの場合、AWS 契約事業体は、Amazon Web Services Korea LLC です。

13.20 スイス。 スイスで開催される本イベントの場合

(a)AWS 契約事業体は、Amazon Web Services EMEA SARL, Luxembourg, Zweigniederlassung Zurich です。

(b)本規約ならびに参加者と AWS との間で生じるあらゆる類の紛争は、抵触法の規定によらず、ルクセンブルクの法律を準拠法とします。当事者が暫定的救済措置を求める場合を含め、本規約に関する一切の紛争は、ルクセンブルク広域行政区の裁判所で解決されます。

13.21 台湾。台湾で開催される本イベントの場合、AWS 契約事業体は、Amazon Web Services Taiwan Limited です。

13.22 タイ。タイで開催される場合では、AWS 契約事業体は、Amazon Web Services (Thailand) Limited です。

13.23 アラブ首長国連邦。アラブ首長国連邦で開催される本イベントの場合

(a)AWS 契約事業体は、Amazon Web Services EMEA SARL です。

(b)本規約ならびに参加者と AWS との間で生じるあらゆる類の紛争は、抵触法の規定によらず、ルクセンブルクの法律を準拠法とします。当事者が暫定的救済措置を求める場合を含め、本規約に関する一切の紛争は、ルクセンブルク広域行政区の裁判所で解決されます。

第 11.6 項に定める仲裁手続きを実施できない場合、両当事者は、本規約に基づくいかなる論争、紛争又は請求もドバイ国際金融センターの裁判所で解決されることに合意します。

13.24 ベトナム。ベトナムで開催される本イベントの場合

(a) AWS 契約事業体は、Amazon Web Services Vietnam Company Limited です。

(b) 第 10 条の末尾に以下の文言が追加されます。

両当事者は、国際的な商慣習が相互の合意及び本第 10 条の規定締結の根拠となることを確認しこれに同意します。

(c) 本規約に起因又は関連するあらゆる論争、紛争又は請求は、国際商業会議所の国際仲裁裁判所の仲裁により、その仲裁規則に従って解決されます。仲裁地は、シンガポールとします。仲裁人は 3 名です。仲裁人及び関係当局の手数料及び費用（もしあれば）は、当事者間で均等に分担して支払います。仲裁手続は、ベトナムの法律を準拠法とします。

13.25 その他の EMEA 諸国。 上記に明示される国以外の欧州、中東又はアフリカ諸国で開催される本イベントの場合

(a) AWS 契約事業体は、Amazon Web Services EMEA SARL です。

(b) 本規約ならびに参加者と AWS との間で生じるあらゆる類の紛争は、抵触法の規定によらず、ルクセンブルクの法律を準拠法とします。当事者が暫定的救済措置を求める場合を含め、本規約に関連する一切の紛争は、ルクセンブルク広域行政区の裁判所で解決されます。